

# 「緊急事態宣言」後の教会活動についての確認

## 藤沢教会員ならびにご家族の皆様

すでに、ひと月以上、新型コロナウイルス感染症の拡大に大きな不安をいだき、刻一刻と変わる事態に振り回されながらも、皆さまの信仰生活の安定と継続を先ず心に留め、同時に、その「収束」にあたるすべての方たちのために、また感染症そのものの「終息」のために祈り続けてまいりました。また、藤沢教会としても、事態の推移を見極め、かつ、最大限皆さまの信仰的意思を尊重しつつ、その「対応策」を検討して参りました。

しかし、神奈川県より「緊急事態宣言」が発令されたため、そこで4月役員会にて決議した「新たな対応策」を4月7日以降に急ぎ郵送しましたが、4月12日のイースター礼拝に際しては、表現が不明確であり、かつ、「緊急事態宣言」の主旨が伝わりにくいとのことご指摘は教会員のご家族よりありました。そこで、皆さまに対し、改めて、明確な表現でお伝えせねばならないと考え、新たに藤沢教会の対応方針をお伝えさせていただきます。

### 記

\* 教会会堂は、休館とし、入館に関しては、牧師、役員、事務主事などに限定します。

\* 早朝礼拝、教会学校は、休止します。

\* 主日礼拝は、非公開(休会)とし、牧師及び来会可能な役員だけで実施します。

教会員の皆さまには、すでにお伝えしたように、礼拝時刻に合わせ、各ご家庭でその日の御言葉に聞き、祈りを合わせお過ごしください。

当日の週報については、前週よりホームページ上に掲載し、また、説教についても主日礼拝に合わせて掲載します。なお、礼拝のライブ配信については、現時点での対応が困難なため実施の予定はありませんが、説教録音については、後日公開し、また、パソコンを使わない方への対応についても、別途対応の予定です。

\* 「期間」 4月19(日)から「緊急事態宣言」解除後再開可能と判断した時点まで

\* 教会総会は、延期します。また、それに伴い、「議決権行使書」の返信をお願いします。

教会規則第22条①により4月開催を予定しておりましたが、現状での開催が困難であることから、教会規則第22条①の適用の停止と、4月12日に出された公告を無効を宣し、「緊急事態宣言」解除後、開催可能になるまで延期します。なお、この緊急事態に対処し、2020年度の教会活動を遅滞なく実施するため、2020年度については、同封の「議決権行使書」によって、総会延期と総会新日程決定の役員会付託、2020年度活動計画と予算の承認をお諮りします。皆さまより送られた「議決権行使書」の議決をもって、今年度教会活動の開始したく願いますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。また、役員選挙については、新日程での総会開催時に実施しますが、すでに実施しました「予備選挙」については有効です。従って、役員選挙については、すでに決定した倍數候補者より実施します。なお、その間の教会運営については、教会規則第49条、及び日本基督教団教規第3条②に基づき、2019年度役員任期を延長し、引き続き、役員に任にあたります。

2020年4月15日(水)

日本キリスト教団藤沢教会  
牧師 黒田直人  
藤沢教会役員会

### (牧師よりのお願い)

礼拝において私たちに与えられる恵みは、神様と私たちとの近さと、パウロがその手紙の最後で主にある兄弟姉妹に「よろしく」と繰り返すように、主にある兄弟姉妹一人ひとりとの近さです。この度のことは、さもすれば神と人との隔たりを広げかねないものではありますが、その間も藤沢教会の礼拝が変わらずに続けられる以上、私たちが信仰に立つ限り、この隔たりが大きくなることはありません。

この度、この前提を踏まえつつ、皆さまの安全と教会の社会的責任を考え、教会の休館、礼拝の休会(非公開)、諸集会の中止を決定をしましたが、それゆえ、場所を異にしたとしても、神様の恵みが私たちより取り上げられることはありません。ですから、これまで皆さまにお伝えしてきたこととまったく正反対のことをお願いしていますが、神様の御手の働きがなくなるわけではないので、是非ご安心ください。

ただし、この機会を通し、私たちの信仰がより豊かなものとなるために、そこで皆さまにお願いしたいことがあります。再び共に礼拝を献げる日が訪れるまで、兄弟姉妹を覚え、お祈りいただきたいと思ひます。そして、祈りを形に現すべく、手紙などにより互いに消息を尋ね合うことに努め、兄弟姉妹との距離を縮め近づく努力をお願いしたいと思います。皆さまのそうした努力が必ず報われることを信じ、お祈りしています。

### (議決権行使書について)

町内会や自治会、マンション等の総会において実施していることで、ご存じの方もおられることと思ひますが、過日の教団からの通達の中でも、一例として示されておりました。しかし、耳慣れない言葉ですので、少し説明しますと、総会資料と同封の「議決権行使書」は、委任状とは違ひます。それぞれの議案1つ1つについて、皆さま一人ひとりにその可否を現していただくものであり、それゆえ、皆さまの意思決定を尊重すべく法的効力を持たせるためのものです。

そこで皆さまにお願いしたいことは、所定の用紙に可否、可否の日時の記載、皆さまのお名前の署名、これらのことを必ずお願いいたします。そして、その上で、4月30日(締切)までに教会に返信ください。それでは、どうぞそれぞれの議案についてのご承認をよろしくお願ひいたします。